

犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 (平成20年12月) ～これまでの主要な取組結果～

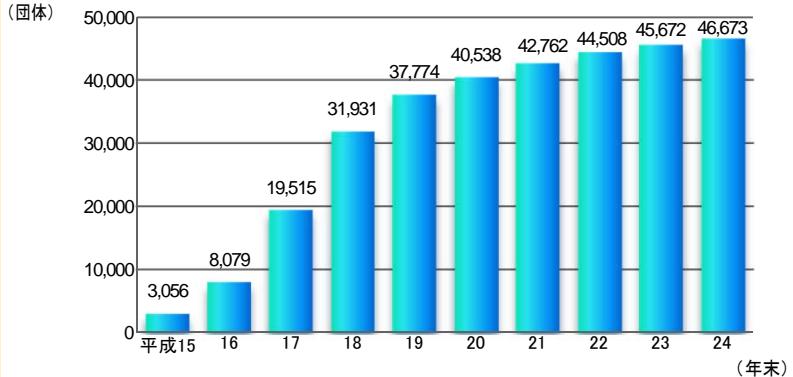
第1 身近な犯罪に強い社会の構築

1 防犯ボランティア活動等の促進

○ 防犯ボランティア団体に対する支援等の充実

- ➡ 内閣総理大臣による「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」を18年から実施。これまでに79団体1個人を表彰。
- ➡ 防犯ボランティア活動の支援として「地域安全・安心ステーション」モデル事業を全国800地区で実施したり、学生や現役世代が参加する防犯ボランティア団体（各47団体）に防犯パトロール用品の無償貸付を実施し、防犯ボランティア団体を経済的に支援。
- ➡ 18年以降、防犯ボランティアフォーラムを実施するとともに、24・25年には全国6地区でブロック別防犯ボランティアフォーラムを開催。

【防犯ボランティア団体数の推移】



2 犯罪に強いまちづくりの推進

○ 官民協働による犯罪の発生にくいまちづくりの推進

- ➡ 地方公共団体による自主的な街頭防犯カメラや防犯灯の整備や個人の住まいへの防犯カメラの設置を財政的に支援。
- ➡ 「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品（CP部品）を掲載した目録を追加公表（H25.10末現在：17種類3,243品目）。

3 振り込め詐欺対策の強化

○ 振り込め詐欺の徹底検挙

- ➡ 現に犯行を繰り返す犯行グループに重点を指向し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の検挙を推進するとともに、預貯金口座の売買等の特殊詐欺を助長する行為の取締りにも注力。

○ 携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断

- ➡ 関係機関や事業者との連携の下、契約時の本人確認の徹底、携帯電話の多数契約や預貯金口座の多数開設の抑制、携帯電話の通話履歴の保存期間の延長等を実現。

4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化

○ 食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化

➡ 20年12月、犯罪対策閣僚会議の下に「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」が設置され、22年6月、「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」を、23年6月、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」を、それぞれ申合せ。

○ 模倣品・海賊版対策の推進

➡ 24年度において、海外におけるインターネット上の違法アップロード削除要請についてシステム化を実現し、削除数約7万3千件、削除率99.1%を実現。

5 子どもと女性の安全を守るためにの施策の推進

○ 児童ポルノ対策等の推進

➡ 21年12月、犯罪対策閣僚会議の下に「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」が設置され、25年5月に「第二次児童ポルノ排除総合対策」を策定し、被害防止対策、流通・閲覧防止対策、取締りの強化等の取組を推進。
➡ 23年4月、民間事業者によるブロッキングの運用を開始。

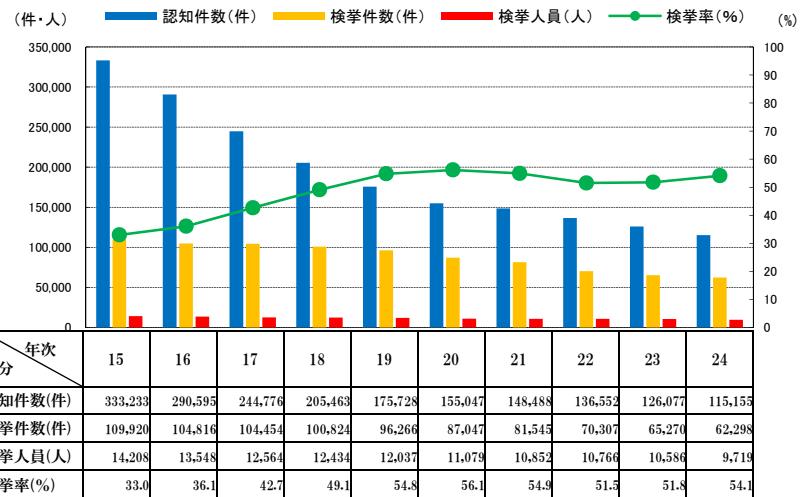
○ 少年を取り巻く有害環境の浄化

➡ 関係機関等と連携の上、保護者に対する啓発活動、携帯電話事業者に対する指導・要請、携帯電話販売代理店等に対する要請等フィルタリングの普及徹底を目指した取組を推進。

【携帯電話等のフィルタリングサービス利用者数】
約343万人(H20.3)→約805万人(H25.9)

6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進

【侵入窃盗の認知件数等の推移】



○ 自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化

➡ 自動車盗難防止装置の普及促進に向けた広報啓発活動等を推進。

【自動車盗難防止装置が装備された自動車の生産台数比率】

47.3%(H20) → 78.5%(H24)

7 犯罪被害者の保護

○ 総合的な犯罪被害者支援体制の確立

➡ 23年3月、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会を目指し、「第2次犯罪被害者等基本計画」を策定し、同計画に基づく施策を着実に推進。

第2 犯罪者を生まない社会の構築

1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進

○ 少年の規範意識の向上

➡ 22年から、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運の醸成等を内容とする「非行少年を生まない社会づくり」を推進。

➡ 全ての中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教室」が開催されるよう、その指導者を対象とした講習会を実施するとともに、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るために、薬物乱用防止教育シンポジウムを開催。



【警察と少年警察ボランティアが協働した農業体験活動】

○ 少年を見守る地域社会の構築

➡ いじめや不登校等の問題行動等の未然防止及び早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業を実施。

【スクールカウンセラーの数】

約6,000人(H20.3)→約6,300人(H25.3)

○ 社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援

➡ 法務省において、無職少年について、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員(青年ボランティア)と共に社会参加活動を実施するなどして、その社会性の涵養に注力。

○ 少年事件捜査と少年を取り巻く犯罪対策の推進

➡ 道路交通法、道路運送車両法等の各種法令を適用した暴走族取締りを引き続き推進し、暴走族の解体や構成員の脱退に向けた取組を推進。

【暴走族構成員数及び暴走族に関する110番通報件数の推移】

区分	年次	20	21	22	23	24
		暴走族構成員数(人)	暴走族に関する110番通報件数(件)	暴走族に関する110番通報件数(件)	暴走族に関する110番通報件数(件)	暴走族に関する110番通報件数(件)
	暴走族構成員数(人)	11,516	10,454	9,064	8,509	7,297
	暴走族に関する110番通報件数(件)	57,593	55,549	48,284	43,215	40,577

○ 孤立した若者、高齢者等の社会参加の促進

➡ 22年4月、教育、福祉、雇用等各関連分野における子ども・若者に対する施策の総合的推進等を内容とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行。

➡ 保護司、更生保護女性会員及びBBS会員(青年ボランティア)によるミニ集会活動、相談所開設、声掛け活動等、地域社会における非行防止のための取組の推進を強化。

2 刑務所出所者等の再犯防止

○ 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化

- ➡ 刑務所出所者等の再犯防止のため、矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化を推進。なお、少年院及び少年鑑別所については、22年12月に提出された「少年矯正を考える有識者会議提言」に沿った矯正教育・鑑別の充実等を推進。
- ➡ 刑務所・少年院及び保護観察所における薬物事犯者指導のため、薬物問題に関する民間団体ダルク、NAなどの自助グループ等との連携を推進。

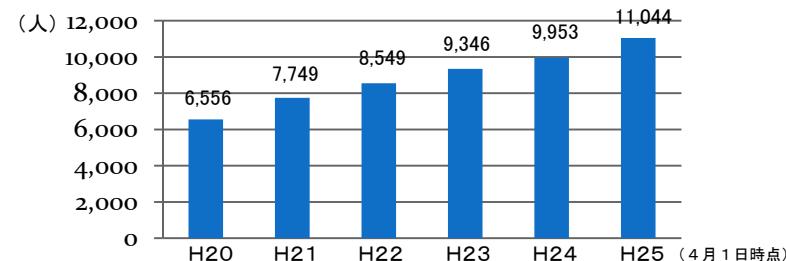
○ 刑務所出所者等の定住、確実な身元引受け等の推進

- ➡ 更生保護施設の受入れ機能を強化しているほか、23年度から、更生保護施設以外に宿泊場所を保有するNPO法人等に対して、宿泊場所及び食事の提供並びに毎日の自立準備支援の委託を実施。

○ 刑務所出所者等の就労先の確保

- ➡ 更生保護就労支援モデル事業を実施するとともに、協力雇用主の確保等刑務所出所者等の就労支援対策を実施。

【協力雇用主数の推移】



○ 自立更生のための各種施策の推進

- ➡ 刑務所出所者等のうち、親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない者の社会復帰を支援するため、19年に北海道沼田町の就業支援センター、21年に北九州自立更生促進センター及び茨城就業支援センター、22年に福島自立更生促進センターの運営をそれぞれ開始。
- ➡ 自立更生促進センター及び就業支援センターの入所者に対しては、刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを活用していくほか、他の支援対象者同様、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介等を実施。



【福島自立更生促進センター】

○ 刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置

- ➡ 22年12月、刑務所出所者等の社会復帰支援を始めとした総合的な再犯防止対策を検討・推進するため、犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」が設置され、同ワーキングチームにおいて、23年7月に「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を、24年7月に「再犯防止に向けた総合対策」を、それぞれ取りまとめ。
- ➡ 犯罪者の再犯防止及び改善更生を図るため、刑の一部の執行猶予制度を導入するとともに、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を行うことを加えること等を内容とした「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が第183回国会において成立。

第3 国際化への対応

1 水際対策

○ 海上警備・沿岸警備の強化

→ 「領海等における外国船舶の航行に関する法律」に基づき、外国船舶の正当な理由のない停留、はいかい等を禁止するとともに、不審な航行をしている外国船舶に対しては、立入検査・退去命令等を実施。

→ 監視艇を活用し、薬物・銃器等の密輸入の中継地となる可能性の高い離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施。



【活動家船舶を停船させる巡視船】

警察官が速やかに犯罪に対処することが困難な遠方離島における犯罪に海上保安官等が対処できるようにすること等を内容とする「海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律」が24年9月に施行。

○ 社会悪物品等の密輸入の防止等

→ X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬等を活用し、監視・取締体制の強化を実施。

・ 19年2月に報告を義務化した事前旅客情報(API)に加えて、税関が航空機(関税法上の外国貿易機及び特殊航空機)の運航者等に対して予約記録(PNR)の報告を求めることができるよう関税法の一部改正を行い、23年10月に施行。
・ 「出港前報告制度」を導入することを内容とする関税法の一部改正を行い、26年3月に施行予定。

2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築

○ 新たな在留管理制度の創設

→ 法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する新たな制度を創設するとともに、適法に在留する外国人の利便性を向上させる措置を講ずることを内容とする「出入国管理及び難民認定法等の一部改正法」が24年7月に施行。

○ 円滑かつ厳格な出入国審査の実施

→ APIS等により得られた情報のほか、21年8月からはICPO紛失・盗難旅券データベース検索システムの情報を活用し、円滑かつ厳格な入国審査を実施。

○ 入国・在留審査等に際しての日本語能力の考慮

→ 24年7月から新しい在留管理制度が導入されたことにより、一定の在留資格については在留期間の上限を3年から5年に伸長することとなったが、「定住者」の在留資格により在留する日系人に5年の在留期間を決定するに当たっては、一定以上の日本語能力を有していることを考慮事項の一つとすることを決定。

○ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化

→ 不法滞在者の地方分散化、居住・稼働の小口化等が続く中、各種情報を活用して不法滞在者に係る情報を収集・分析するとともに、法務省と警察等関係機関とが連携を強化して積極的な摘発を恒常的に実施。

→ 「出入国管理及び難民認定法」第65条の積極活用について、会議・協議会等の場を捉えて法務省から捜査機関への申入れを行い、退去強制手続を効率化。

3 多文化共生を可能とする社会基盤の整備

○ 適法に在留する外国人の出入国・在留手続に係る利便性の向上

➡ 在留期間の上限を伸長するとともに、一定の要件を満たす外国人が出国後1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可の手続を不要とすることを内容とする「出入国管理及び難民認定法等の一部改正法」が24年7月に施行。

○ 総合相談窓口の設置による外国人に対する生活支援の実施

➡ 21年度において、地方公共団体と連携し、外国人住民に対する入国・在留手続、生活相談及び情報提供を一つの窓口で行うワンストップ型の総合相談窓口(ワンストップセンター)を静岡県浜松市、埼玉県さいたま市及び東京都新宿区にそれぞれ開設。

○ 外国人支援施策の検討のための枠組みの設置

➡ 21年3月、厳しい雇用情勢の下で困難な状況に置かれている日系人等の定住外国人への支援を検討するなど、定住外国人に関する施策について政府全体としての取組を推進するため、「日系定住外国人施策推進会議」を設置。

➡ 22年8月、「日系定住外国人施策推進会議」において、「日系定住外国人施策に関する基本指針」を取りまとめ、23年3月、同指針に掲げた施策を具体化することを目的として、「日系定住外国人施策に関する行動計画」を取りまとめ。

4 國際組織犯罪対策

○ 人身取引対策の推進

➡ 21年12月に「人身取引対策行動計画2009」を策定し、人身取引に係る諸対策を推進。犯罪対策閣僚会議の下に設置された「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」において、22年6月には「人身取引事案の取扱方法(被害者の認知に関する措置)」を、23年7月には「人身取引事案の取扱方法(被害者の保護に関する措置)」を、それぞれ申合せ。

➡ 韓国(21年3月)、米国(22年3月)、タイ・カンボジア(23年3月)、フィリピン(23年11月)及びタイ(24年12月)に、それぞれ「人身取引対策に関する政府協議調査団」を派遣し、政府機関、現地のNGO等と意見交換を実施。

○ 國際組織犯罪に対する捜査体制の整備

➡ 22年2月、「犯罪のグローバル化に対応するための戦略プラン」を策定し、国際犯罪組織に係る情報の収集・共有・分析能力の強化等を推進。

○ 諸外国との刑事共助条約等の早期締結

➡ 22年7月、日・タイ受刑者移送条約(19年11月締結交渉開始、21年7月署名)の批准書を交換し、22年8月に同条約は発効。

➡ 22年11月、日・露刑事共助条約(18年12月締結交渉開始、21年5月署名)の批准書を交換、23年2月に同条約は発効し、同条約に基づき、ロシアとの間で刑事共助を実施。

➡ 22年12月、日・EU刑事共助協定(21年4月締結交渉開始、EU側については同年11月署名、日本側については同年12月署名)について効力発生のための外交上の公文を交換し、23年1月に同協定は発効し、同協定に基づき、EUとの間で刑事共助を実施。

➡ 24年7月以降、2回の会合を経て、25年6月に日・ブラジル受刑者移送条約締結交渉第3回会合において、条文について実質合意。

➡ 25年6月、日・イラン受刑者移送条約の締結交渉第1回会合を実施。

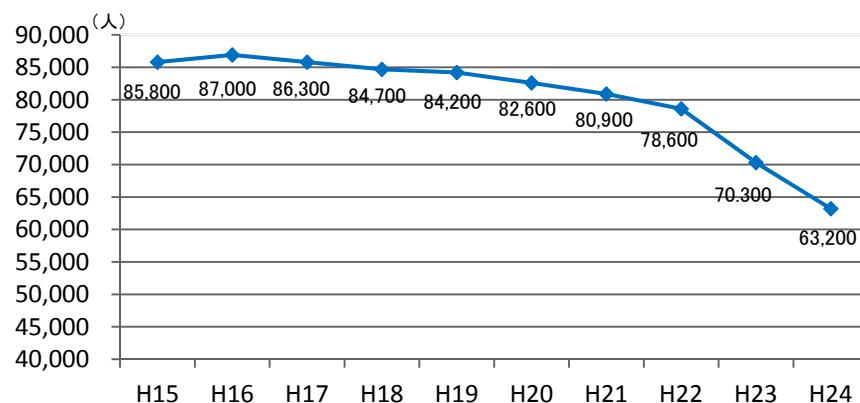
第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策

1 暴力団対策等

○ 暴力団からの資金剥奪の強化

➡ 疑わしい取引の届出制度等の活用や、各種人事交流や協議会開催等を通じた関係機関との緊密な連携により、資金獲得活動に関する情報を収集するとともに、組織的犯罪処罰法等に基づくマネー・ローンダリング処罰規定や犯罪収益の没収・追徴規定等を活用して犯罪収益の剥奪を推進。

【暴力団構成員等の推移】



○ 暴力団及び周辺者の経済活動からの排除

➡ 犯罪対策閣僚会議の下に設置された「暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム」において、21年12月、「公共事業等からの暴力団排除の取組について」を、22年12月、「企業活動からの暴力団排除の取組について」をそれぞれ取りまとめ。

➡ 24年9月までに、警察庁と全ての省庁との間において、暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度、あらゆる公共事業等からの暴力団排除等に関する合意書を締結。

市民に対する危害を防止するための規制の強化、暴力団員による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進に関する規定の整備等を内容とした「暴力団対策法の一部を改正する法律」が25年1月までに施行。

東日本大震災からの復旧・復興事業について、同事業からの暴力団排除に向けて、政府が今後、更に取り組むべき施策を取りまとめた、「復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について」を暴力団取締り等総合対策ワーキングチームにおいて、25年4月に取りまとめ。

2 マネー・ローンダリング対策

○ FIUの充実・強化

➡ マネー・ローンダリング対策に係る国際会議等に参加するとともに、多くの国・地域のFIUとの間で、積極的な情報交換を可能とするための情報交換枠組みの構築を推進しており、25年10月末までに合計64の国・地域のFIUとの間で取決めを作成し、更に約50の国・地域と協議を実施。

○ FATF相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化

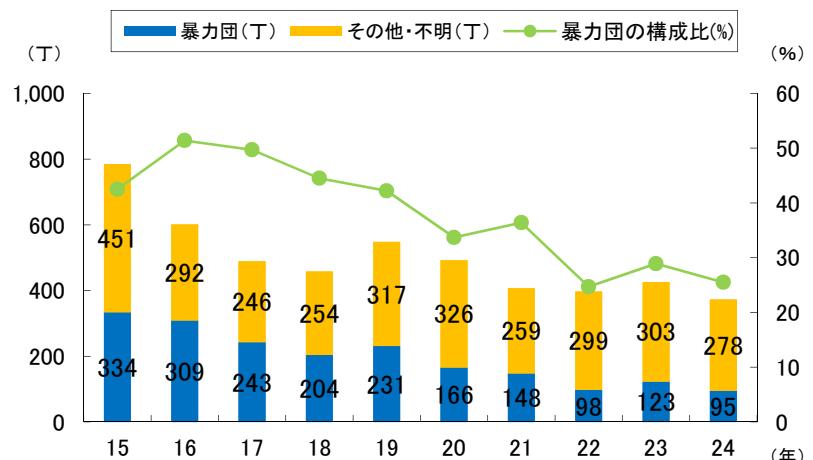
➡ マネー・ローンダリング等対策の強化のため、FATF相互審査における指摘等を踏まえて、取引時の確認事項の追加等を内容とした「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」が25年4月までに施行。

3 銃器対策の推進

○ 厳格な銃砲刀剣類行政の推進

➡ 犯罪対策閣僚会議の下に設置された「銃器対策推進会議」において毎年度策定している「銃器対策推進計画」に基づき、諸対策を着実に推進。

【拳銃押収丁数の推移】



4 薬物対策の推進

○ 薬物密輸の水際阻止

➡ 犯罪対策閣僚会議の下に設置された「薬物乱用対策推進会議」において策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく諸対策を着実に推進。

➡ 関係機関が相互に連携をして水際対策を実施。

5 組織的に敢行される各種事犯への対策

○ 環境犯罪対策の推進

➡ 環境犯罪の取締りを強化するため、「環境犯罪対策連絡会議」等を開催するなど、関係省庁間の連携を推進。22年10月には、「第11回環境犯罪対策連絡会議」を開催し、産業廃棄物事犯の現状報告等、関係機関との情報交換を行い、更なる連携強化。
➡ 関係機関等と連携した全国的な集中取締りの実施等により、廃棄物不法投棄事犯等の環境犯罪の取締りを強化。

○ 不正軽油関係事犯の取締りの推進

➡ 不正軽油の製造・販売及びその製造過程で生成される硫酸ピッチの不法投棄等の事犯の取締りを推進するため、関係省庁間で連携。

○ 違法風俗店等に対する取締りの推進

➡ 毎年11月に「風俗関係事犯取締り強化期間」を設定し、風俗店への立入り等を通じた風俗実態の把握に努めているほか、風俗関係事犯及び人身取引事犯の取締りを強化。

○ 密輸・密売組織の壊滅に向けた取組及び多様化する乱用薬物への対応

➡ 合法ハーブ等と称して販売される薬物の流通を規制するため、製品に含まれる成分を迅速に指定薬物とするとともに、化学構造が類似した成分を包括的に指定薬物として指定することを決定。

【指定薬物の数】

33(H20.3)→888(H25.11)

第5 安全なサイバー空間の構築

1 違法・有害情報対策

○ インターネット上の違法・有害情報対策に係る関係者間の連携強化

- ➡ 22年4月、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策の推進について関係府省庁間で密接な連絡等を行うため、関係省庁課長級で構成される「青少年インターネット環境整備推進課長会議」を設置し、関係省庁間の連携強化を推進。
- ➡ インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、政府、事業者、関係団体等に対し、情報提供を行うなど、官民の関係セクターを横断した情報共有を推進。

○ インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進

- ➡ 23年度及び24年度において、有識者等によるケータイモラルキャラバン隊を結成し、全国6か所で保護者等を対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催。
- ➡ 24年度において、インターネットにつながる新たな機器への対応等について青少年が研修し、その成果を発信する青少年安心ネット・ワークショップを実施。

○ 情報モラル教育及び広報啓発活動の推進

- ➡ 情報セキュリティに関する国民の知識及び意識の向上を図るために、サイバー犯罪の現状、対策等について周知を図る情報セキュリティに関する講習を開催。

2 違法・有害情報を排除するための自主的な取組への支援

○ インターネット・ホットラインセンターの体制強化等の推進

- ➡ 20年10月から、出会い系サイトの禁止誘引情報や登録制サイト内の児童ポルノ、わいせつ画像等の違法情報等を収集し、インターネット・ホットラインセンター(IHC)に通報する業務(サイバーパトロール)を外部委託。
- ➡ 「不正アクセス禁止法」が改正されたことに伴い、24年7月、インターネット・ホットラインセンター(IHC)の運用指針である「ホットライン運用ガイドライン」を改訂し、違法情報に不正アクセス関連情報の2類型を追加するとともに、有害情報にも細目を追加。

【インターネット・ホットラインセンター通報受理件数】

135,126(H20)→196,474(H24)

○ 携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進

- ➡ 22年度及び23年度において、学校・教育委員会が実施している学校ネットパトロールについて現状と課題の整理及び効果的な実施の在り方に関する調査研究を実施し、24年9月に報告書を作成し、各教育委員会等に配布。

○ 違法・有害情報に関する紛争解決手続の在り方についての調査・検討

- ➡ 22年度総合セキュリティ対策会議の提言を受け、通信関連4団体によるプロバイダ等とサイト管理者との間の契約に関する標準約款の作成を支援。なお、警察庁等による支援等を受け、24年4月に通信関連4団体により「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」が改正。

3 サイバー犯罪対策の推進

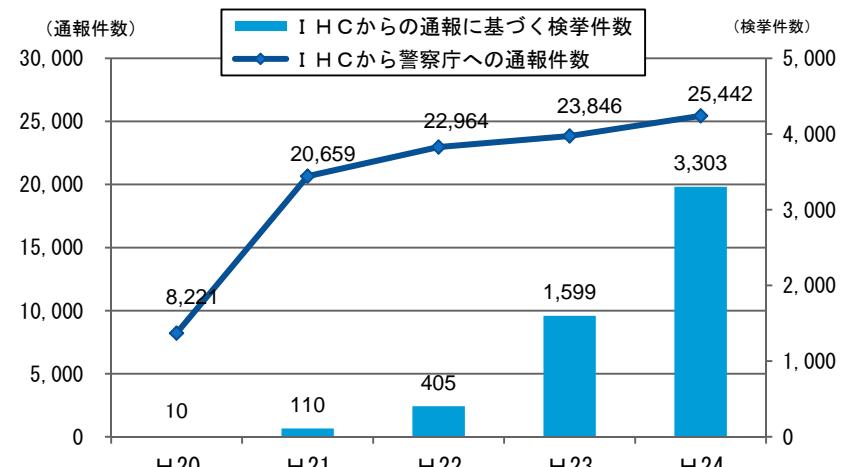
○ 官民連携によるサイバー犯罪の防止と徹底検挙

- ➡ 23年6月、社会全体で不正アクセス防止対策を推進するに当たり官民の幅広い意見を集約するため、企業・団体等と共に「不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会」を設置し、同年12月、検討結果を「不正アクセス防止対策に関する行動計画」として取りまとめ、同計画に基づき、取組を推進。
- ➡ インターネット・ホットラインセンター(IHC)から通報される違法・有害情報について効率的な捜査を推進するため、警察において新たに「全国協働捜査方式」を構築し、違法情報については23年7月から、有害情報については24年4月から、それぞれ本格実施。
- ➡ インターネット掲示板等への犯行予告事案において、犯行に使用された端末内から第三者による遠隔操作を可能とする新種のコンピュータ・ウイルスが発見され、逮捕された者が犯人ではなかったと認められたことを受け、24年11月、警察庁から都道府県警察等に対し、サイバー犯罪捜査における当面の留意事項等を指示。
- ➡ 不正指令電磁的記録に関する罪の新設や犯罪に悪用される不正プログラムの巧妙化に的確に対応するため、24年11月、警察庁に「不正プログラム解析センター」を設置し、解析需要の増大や高度な解析に対応。

【不正プログラムの解析】

➡ サイバー空間において今後起こり得る様々な事態に対処できるよう、25年1月、「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」を策定し、本プログラムの実施あるいは具体化に向けた取組を推進。

【IHCからの警察庁への通報件数及び検挙件数】



フィッシング行為の禁止、他人の識別符号を提供する行為についての規制の強化等を内容とする不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部改正を行い、24年5月に施行。

○ 情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進

- ➡ 情報セキュリティ月間、国際キャンペーン等を実施するなど、国民・利用者がITリスクを認識し、自ら情報セキュリティ対策を実施することを促すための取組を推進。

○ コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備

- ➡ 「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」を通じてソフトウェア等のセキュリティ上の弱点に対処するための取組を実施するとともに、サービス妨害攻撃や不正プログラムの配布等のサイバー攻撃に関し、海外機関との連携も含め、これらの攻撃の停止・防止に向けた取組を実施。

第6 テロの脅威等への対処

1 テロに強い社会の構築

○ 国民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進

➡ 「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」や「国際テロ対策幹事会」等の下、関係省庁が緊密に連携して総合的なテロ対策を推進。

○ 国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化

➡ 国際連合、GCTF、G8等の多国間枠組み、日・ASEAN、ARF等の地域フォーラム、二国間のテロ対策協議等を活用し、国際的なテロ撲滅のための取組に貢献。

2 水際対策の強化

○ 空港・港湾危機管理(担当)官を中心とした水際危機管理体制の強化

➡ テロ等の事案発生時における関係機関相互の緊密な連携の強化及び事案対処能力の向上を図るため、空港・港湾危機管理(担当)官を中心として、不法侵入事案対応訓練を始めとする関係機関との各種合同訓練を、23年中には、空港において103回、港湾において133回、24年中には、空港において154回、港湾において132回、25年中には10月31日までに空港において104回、港湾において55回、それぞれ実施。

○ 情報収集の強化及び出入国管理関係法令の適切かつ厳格な運用

➡ 個人識別情報等によって判明した上陸拒否事由に該当する者に対しては、引き続き、厳格な上陸審査を実施。また、テロ行為等を行うおそれのある者に対しては、退去強制手続を執ることを徹底。

3 テロの手段を封じ込める対策の強化

○ NBCテロ等に使用されるおそれのある各種物質の管理体制等の強化

➡ 放射性同位元素等の取扱事業者に対し、「放射線障害防止法」に基づき適切に検査を実施するとともに、保管・管理の徹底等を指導。また、放射性同位元素については、国際原子力機関(IAEA)の行動規範に基づいて、放射性同位元素の厳格な管理のため、「放射線障害防止法施行規則」を改正し、23年1月から放射線源登録制度を導入。

4 情報機能等の強化及び違法行為の取締りの徹底

○ テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化

➡ 20年12月以降、「内閣情報会議」の構成員に内閣官房副長官補を加え、情報部門と政策部門の連携を強化するとともに、金融庁、財務省、経済産業省及び海上保安庁を新たに情報コミュニティに加え、政府内で情報をより効果的に活用し共有する体制を強化。内閣情報会議は、引き続き原則として年2回開催しており、その結果を踏まえ、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査を実施。

○ カウンターインテリジェンス機能の強化

➡ 我が国政府のカウンターインテリジェンス機能の強化のため、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を各省庁に提供。また、政府機関の重要な情報の漏えいを防止するため、「特定秘密の保護に関する法律案」を国会に提出するなど、各種取組を実施。

5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化

○ テロ等の未然防止のための重要施設・要人等の警戒警備の強化

- ➡ 24年6月及び25年11月には、原子力発電所敷地を利用して、治安出動を想定した警察と自衛隊の共同実動訓練を、24年10月には、原子力発電所に対するテロ対処に係る海上保安庁と自衛隊の共同訓練を、25年5月には、福島第一原子力発電所へのテロを想定した警察と海上保安庁の合同訓練を、それぞれ実施。
- ➡ 関係行政機関においては「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」(23年11月国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)に基づき、緊密に連携し、テロ関連情報の収集及び分析能力の強化に配意するとともに、防護措置の強化及び内部脅威対策の強化を柱とするテロの未然防止対策を強力に推進。



【銃器対策部隊】

6 サイバーテロ対策・サイバーインテリジェンス対策

○ サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策の強化

- ➡ 23年3月、24年3月及び25年3月、大規模サイバー攻撃事態対処訓練を内閣官房及び各府省庁が相互に連携し実施したほか、その結果を踏まえ、対処の在り方に関する検討を行い、大規模サイバー攻撃事態等の発生時における政府の初動対処態勢の充実強化を推進。

- ➡ 警察庁のサイバーフォースセンターにおいて、リアルタイム検知ネットワークシステムを24時間体制で運用し、サイバー攻撃の予兆・実態把握に努めるとともに、攻撃の実態解明に係る機能を強化するため、当該システムの高度化の実施中。



【リアルタイム検知ネットワークシステム】

7 大量破壊兵器の拡散等国境を越える脅威に対する対策の強化

○ 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等

- ➡ 拡散に対する安全保障構想(PSI)に関し、24年7月に航空阻止訓練を我が国が主催するとともに、同年9月の韓国主催のOEG及び海上阻止訓練、25年2月の米国・UAE共催阻止訓練、同年5月のポーランド主催PSI10周年記念会合(ハイレベル政治会合)及び同国主催OEGにそれぞれ参加。

○ 海賊対策の強化

- ➡ 防衛省では、21年3月、海上警備行動を発令し、同月、アデン湾に護衛艦2隻を、同年5月には固定翼哨戒機P-3C2機を、それぞれ派遣。また、同年7月、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が施行されたことに伴い、同法に基づく海賊対処行動を発令し、民間船舶の護衛及びP-3Cによる警戒監視活動を実施。
- ➡ 海賊行為があった場合の逮捕、取調べ等の司法警察業務を担当するため、ソマリア沖・アデン湾に派遣されている護衛艦に海上保安官8人が同乗。23年3月には、日本関係船舶を襲撃した海賊を「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき逮捕し、本邦へ護送。

8 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応

○ 拉致問題解決のための政府一體となった取組の推進

- ➡ 警察庁の「特別指導班」による都道府県警察への指導・調整、御家族等からのDNA型鑑定資料の採取、警察ウェブサイトへの情報の掲載、警察と海上保安庁との連携強化。

○ 北朝鮮による人権侵害問題に関する啓発活動の推進

- ➡ 25年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、「拉致問題シンポジウム」や「ふるさとの風コンサート」の開催、新規広報ポスターの掲示や広報冊子の配布等を実施予定。
- ➡ 25年5月、米国で初めて政府主催のシンポジウムを開催し、政府機関や国際機関関係者等に対して、問題解決を強く訴求。

第7 治安再生のための基盤整備

1 人的・物的基盤の強化

○ 地方警察官等の増員

➡ 厳しい治安情勢に的確に対応するため、地方警察官を増員（13年度から25年度まで合計28,811人を増員）。

【地方警察官の定員の推移】



【警察官1人当たりの負担人口】

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
511	509	507	503	501	499

○ 保護司活動の基盤整備

➡ 更生保護サポートセンターには、保護観察処遇の充実強化、関係機関とのネットワーク構築等の効果が認められていることから、23年度の55か所から、24年度は155か所に増設。

○ 治安関係職員の増員

➡ 海上保安官、検察官、入管・税関・刑務所職員等について、20年から25年にかけて、人員の大増を達成。

【職種ごとの定員数の比較】

職種	平成20年度	平成25年度	増員数
海上保安庁職員	12,504人	12,808人	304人
検察官	2,578人	2,721人	143人
入管職員	3,149人	3,620人	471人
税関職員	8,620人	8,751人	131人
刑務官等	20,269人	21,133人	864人
警察庁職員	7,611人	7,721人	110人
保護観察官	1,220人	1,351人	131人
麻薬取締官	248人	265人	17人
港湾保安調査官	33人	68人	35人
公安調査官	1,477人	1,490人	13人

○ 警察の現場執行力の強化に向けた技術の活用

➡ 20年12月に発出した「初動警察刷新強化に向けた精強な第一線警察構築の更なる推進について」に基づき、都道府県警察において、緊急配備システム、地図情報システム、カーロケータ・システム、メール110番受付システム等の整備の促進による通信指令システムを高度化するための施策を推進。

○ 各種調査研究等の実施

➡ 22年度から、犯罪・テロ対策技術等の安全・安心な社会の構築に資する科学技術について、関係府省の連携体制の下、ユーザーとなる公的機関のニーズに基づいた研究開発を実施し、実用化につなげる事業を実施。

➡ 「来日外国人少年の非行」及び「無差別殺傷事犯」に関する研究を実施。

2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充

○ 犯罪の痕跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保

- ➡ 初動捜査の高度化・科学化を図り、客観的な証拠を重視した効果的・効率的な初動捜査を推進するため、都道府県警察において検討委員会を開催するなどして、都道府県の実情に応じた初動捜査の高度化・科学化を実現するための施策等について検討を実施。
- ➡ 検察当局において、捜査に不可欠な情報をより迅速かつ的確に収集することができるよう、具体的な事件捜査を通じて、電気通信事業者、金融機関等の事業者に更なる理解を求め、捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応を促進。
- ➡ 携帯電話事業者に対し、通話記録の保存期間の延長を要請し、事業者において整理した結果、22年春以降、3か月間程度から6か月間に延長されたほか、通信記録に係る照会を迅速に行うための調査研究等を実施。

○ 客観的な証拠の収集方法の整備強化

- ➡ 警察庁、地域的な拠点となる都道府県警察にDNA型鑑定の大量一括処理装置を整備するなど、DNA型鑑定に関する資機材の整備や人材の育成等を実施。

【DNA型鑑定実施件数の推移】



○ 死因究明体制の強化

- ➡ 23年7月、犯罪対策閣僚会議の下に「死因究明制度に関するワーキングチーム」が設置され、24年7月、同ワーキングチームにおいて、「死因究明制度に関するワーキングチームの検討結果」を取りまとめ。同年6月、「死因究明等の推進に関する法律」及び「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が成立。死因究明等の推進に関する法律に基づいて、同年9月、内閣府の特別の機関として、「死因究明等推進計画」の案を作成すること等を所掌事務とする「死因究明等推進会議」が設置され、同年10月に第1回会議を開催。また、同会議決定に基づき設置された「死因究明等推進計画検討会」を、25年11月18日現在、12回開催。

3 裁判への的確な対応

○ 裁判員裁判への的確な対応

- ➡ 裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するための方策について検討するため、20年9月から警視庁等において取調べの録音・録画の試行を開始し、21年4月から全ての都道府県警察で試行を実施してきたところ、24年4月からは、裁判員裁判対象事件について、自白事件に限らず否認事件等にも試行を拡大するとともに、様々な場面を対象に試行を実施。裁判員裁判対象事件については、20年9月から25年3月までの間に4,546件の試行を実施。また、24年5月からは知的障害を有する被疑者に係る事件についても試行を開始し、同年5月から25年4月までの間に967件の試行を実施。